





現 行 計 画 (R4.12月修正)	修 正 案	修正理由等
<p>&lt;P50 第1編第2章第3節 地域防災力強化計画&gt;</p> <p>1～2 ー略ー</p> <p>3 自主防災組織の育成</p> <p>(1) 育成の主体</p> <p>国、県及び市町村は、各地域において、自主防災リーダーの育成等、自助・共助の取組みが適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。防災関係機関は、市町村が行う自主防災組織の育成整備活動への協力に努める。</p>	<p>1～2 ー略ー</p> <p>3 自主防災組織の育成</p> <p>(1) 育成の主体</p> <p>国、県及び市町村は、各地域において、自主防災リーダーの育成等、自助・共助の取組みが適切かつ継続的に実施されるよう、<u>気象防災アドバイザー等</u>の水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。</p>	<p>◆防災基本計画の修正</p>
<p>&lt;P60 第1編第2章第6節 避難体制整備計画&gt;</p> <p>1～2 ー略ー</p> <p>3 避難場所及び避難所の指定と事前周知</p> <p>(1) ー略ー</p> <p>(2) 指定避難所等の指定</p> <p>ア ー略ー</p> <p>イ 指定避難所については、以下の事項を満足する施設を指定すること。</p> <p>ー略ー</p> <p>また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定すること。</p> <p>ウ～ス ー略ー</p> <p>セ 市町村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、避難所運営のノウハウを有するNPOや医療・保健・福祉の専門家、ボランティア等との定期的な情報交換に努めること。</p> <p>(3)～(6) ー略ー</p> <p>4 避難指示等発令体制の整備</p> <p>(1)～(3) ー略ー</p> <p>(4) 避難指示等の発令基準の設定</p> <p>ア ー略ー</p> <p>イ 避難指示等の発令判断・伝達マニュアルの作成</p> <p>市町村は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報等河川及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報、流域雨量指数の予測値、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。</p> <p>5 指定避難所等に係る施設、設備、資機材等の整備</p> <p>(1) 断水時でも使用可能なトイレ、非常用電源設備を備えた構内放送・照明設備、電話不通時や輻輳時にも使用可能な衛星携帯電話等の通信機器、放送設備等避難者への情報伝達に必要な設備等の整備。なお、非常用電源設備は、停電時においても施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた整備に努めるものとする。</p>	<p>1～2 ー略ー</p> <p>3 避難場所及び避難所の指定と事前周知</p> <p>(1) ー略ー</p> <p>(2) 指定避難所等の指定</p> <p>ア ー略ー</p> <p>イ 指定避難所については、以下の事項を満足する施設を指定すること。</p> <p>ー略ー</p> <p>また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定すること。<u>特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。</u></p> <p>ウ～ス ー略ー</p> <p>セ 市町村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、避難所運営のノウハウを有するNPOや医療・保健・福祉の専門家、ボランティア等との定期的な情報交換<u>や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成</u>に努めること。</p> <p>(3)～(6) ー略ー</p> <p>4 避難指示等発令体制の整備</p> <p>(1)～(3) ー略ー</p> <p>(4) 避難指示等の発令基準の設定</p> <p>ア ー略ー</p> <p>イ 避難指示等の発令判断・伝達マニュアルの作成</p> <p>市町村は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報等河川及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、<u>指定河川洪水予報</u>、洪水警報、流域雨量指数の予測値、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。</p> <p>5 指定避難所等に係る施設、設備、資機材等の整備</p> <p>(1) 断水時でも使用可能なトイレ、非常用電源設備を備えた構内放送・照明設備、<u>ガス設備</u>、電話不通時や輻輳時にも使用可能な衛星携帯電話等の通信機器、放送設備等避難者への情報伝達に必要な設備等の整備。なお、非常用電源設備は、停電時においても施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた整備に努めるものとする。</p>	<p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆洪水に関する防災気象情報として指定河川洪水予報を追記。</p> <p>◆防災基本計画の修正</p>

現 行 計 画 (R4.12月修正)	修 正 案	修正理由等																																																																
<p>&lt;P75 第1編第2章第11節 地盤災害予防計画&gt; 1～5 一略一 6 国土保全事業等の推進 一略一 (1) 法指定の促進等</p> <table border="1" data-bbox="184 447 1270 999"> <thead> <tr> <th>法令名</th> <th>指定地等名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>砂防法</td> <td>砂防指定地</td> </tr> <tr> <td>地すべり等防止法</td> <td>地すべり防止区域</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律</td> <td>急傾斜地崩壊危険区域</td> </tr> <tr> <td>森林法</td> <td>保安林</td> </tr> <tr> <td>建築基準法</td> <td>災害危険区域※</td> </tr> <tr> <td>宅地造成等規制法</td> <td>宅地造成工事規制区域 造成宅地防災区域</td> </tr> <tr> <td>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律</td> <td>土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域</td> </tr> </tbody> </table>	法令名	指定地等名称	砂防法	砂防指定地	地すべり等防止法	地すべり防止区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	森林法	保安林	建築基準法	災害危険区域※	宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域 造成宅地防災区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	<p>1～5 一略一 6 国土保全事業等の推進 一略一 (1) 法指定の促進等</p> <table border="1" data-bbox="1383 447 2469 999"> <thead> <tr> <th>法令名</th> <th>指定地等名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>砂防法</td> <td>砂防指定地</td> </tr> <tr> <td>地すべり等防止法</td> <td>地すべり防止区域</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律</td> <td>急傾斜地崩壊危険区域</td> </tr> <tr> <td>森林法</td> <td>保安林</td> </tr> <tr> <td>建築基準法</td> <td>災害危険区域※</td> </tr> <tr> <td>宅地造成及び特定盛土等規制法</td> <td>宅地造成等工事規制区域 特定盛土等規制区域 造成宅地防災区域</td> </tr> <tr> <td>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律</td> <td>土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域</td> </tr> </tbody> </table>	法令名	指定地等名称	砂防法	砂防指定地	地すべり等防止法	地すべり防止区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	森林法	保安林	建築基準法	災害危険区域※	宅地造成及び特定盛土等規制法	宅地造成等工事規制区域 特定盛土等規制区域 造成宅地防災区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	<p>◆関係法令等の改正（宅地造成等規制法から宅地造成及び特定盛土等規制法へ法律名称変更） ◆法改正に伴い、区域名称の変更及び追加</p>																																
法令名	指定地等名称																																																																	
砂防法	砂防指定地																																																																	
地すべり等防止法	地すべり防止区域																																																																	
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域																																																																	
森林法	保安林																																																																	
建築基準法	災害危険区域※																																																																	
宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域 造成宅地防災区域																																																																	
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域																																																																	
法令名	指定地等名称																																																																	
砂防法	砂防指定地																																																																	
地すべり等防止法	地すべり防止区域																																																																	
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域																																																																	
森林法	保安林																																																																	
建築基準法	災害危険区域※																																																																	
宅地造成及び特定盛土等規制法	宅地造成等工事規制区域 特定盛土等規制区域 造成宅地防災区域																																																																	
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域																																																																	
<p>&lt;P87 第1編第2章第16節 2 土砂災害防止施設災害予防計画&gt; 1～3 一略一 4 治山施設等の災害予防対策 国及び県は、次により山地、治山の災害予防対策を講じる。 (1) 保安林の指定及び整備 ア 森林の維持造成を通じ災害に強い県土づくりを推進し、山地に起因する災害を防止するため、重要な森林を保安林に指定するとともに指定保安林の保全に努める。 イ 地域森林計画に基づき、指定目的に即した保安林の整備を計画的に推進するとともに、保安林の質的な向上に努める。 ○ 県内の保安林の種類及び面積（令和4年4月1日現在） 単位：ha</p> <table border="1" data-bbox="184 1524 1270 1896"> <thead> <tr> <th>保安林の種類</th> <th>指定面積</th> <th>保安林の種類</th> <th>指定面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水源涵養保安林</td> <td>318,824</td> <td>干害防備保安林</td> <td>4,882</td> </tr> <tr> <td>土砂流出防備保安林</td> <td>81,262</td> <td>なだれ防止保安林</td> <td>1,546</td> </tr> <tr> <td>土砂崩壊防備保安林</td> <td>961</td> <td>落石防止保安林</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td>飛砂防備保安林</td> <td>1,227</td> <td>魚つき保安林</td> <td>53</td> </tr> <tr> <td>防風保安林</td> <td>24</td> <td>保健保安林</td> <td>3,939</td> </tr> <tr> <td>水害防備保安林</td> <td>7</td> <td>風致保安林</td> <td>63</td> </tr> <tr> <td>潮害防備保安林</td> <td>146</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 治山施設の整備</p>	保安林の種類	指定面積	保安林の種類	指定面積	水源涵養保安林	318,824	干害防備保安林	4,882	土砂流出防備保安林	81,262	なだれ防止保安林	1,546	土砂崩壊防備保安林	961	落石防止保安林	58	飛砂防備保安林	1,227	魚つき保安林	53	防風保安林	24	保健保安林	3,939	水害防備保安林	7	風致保安林	63	潮害防備保安林	146			<p>4 治山施設等の災害予防対策 国及び県は、次により山地、治山の災害予防対策を講じる。 (1) 保安林の指定及び整備 ア 森林の維持造成を通じ災害に強い県土づくりを推進し、山地に起因する災害を防止するため、重要な森林を保安林に指定するとともに指定保安林の保全に努める。 イ 地域森林計画に基づき、指定目的に即した保安林の整備を計画的に推進するとともに、保安林の質的な向上に努める。 ○ 県内の保安林の種類及び面積（令和5年4月1日現在） 単位：ha</p> <table border="1" data-bbox="1383 1524 2469 1896"> <thead> <tr> <th>保安林の種類</th> <th>指定面積</th> <th>保安林の種類</th> <th>指定面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水源涵養保安林</td> <td>318,824</td> <td>干害防備保安林</td> <td>4,882</td> </tr> <tr> <td>土砂流出防備保安林</td> <td>81,261</td> <td>なだれ防止保安林</td> <td>1,546</td> </tr> <tr> <td>土砂崩壊防備保安林</td> <td>964</td> <td>落石防止保安林</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td>飛砂防備保安林</td> <td>1,227</td> <td>魚つき保安林</td> <td>53</td> </tr> <tr> <td>防風保安林</td> <td>24</td> <td>保健保安林</td> <td>3,939</td> </tr> <tr> <td>水害防備保安林</td> <td>7</td> <td>風致保安林</td> <td>63</td> </tr> <tr> <td>潮害防備保安林</td> <td>146</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 治山施設の整備</p>	保安林の種類	指定面積	保安林の種類	指定面積	水源涵養保安林	318,824	干害防備保安林	4,882	土砂流出防備保安林	81,261	なだれ防止保安林	1,546	土砂崩壊防備保安林	964	落石防止保安林	58	飛砂防備保安林	1,227	魚つき保安林	53	防風保安林	24	保健保安林	3,939	水害防備保安林	7	風致保安林	63	潮害防備保安林	146			<p>◆データの時点修正</p>
保安林の種類	指定面積	保安林の種類	指定面積																																																															
水源涵養保安林	318,824	干害防備保安林	4,882																																																															
土砂流出防備保安林	81,262	なだれ防止保安林	1,546																																																															
土砂崩壊防備保安林	961	落石防止保安林	58																																																															
飛砂防備保安林	1,227	魚つき保安林	53																																																															
防風保安林	24	保健保安林	3,939																																																															
水害防備保安林	7	風致保安林	63																																																															
潮害防備保安林	146																																																																	
保安林の種類	指定面積	保安林の種類	指定面積																																																															
水源涵養保安林	318,824	干害防備保安林	4,882																																																															
土砂流出防備保安林	81,261	なだれ防止保安林	1,546																																																															
土砂崩壊防備保安林	964	落石防止保安林	58																																																															
飛砂防備保安林	1,227	魚つき保安林	53																																																															
防風保安林	24	保健保安林	3,939																																																															
水害防備保安林	7	風致保安林	63																																																															
潮害防備保安林	146																																																																	

現 行 計 画 (R4.12月修正)	修 正 案	修正理由等																																																								
<p>ア 危険区域の点検調査等                      山地災害危険地区において、危険度を把握するために定期的に点検・調査を実施する。危険性の高い地区については、保安林又は地すべり防止区域に指定し、森林整備保全事業計画、地域森林計画及び国有林の地域別森林計画に基づいて、治山施設および地すべり防止施設の整備を計画的に進める。</p> <p>イ 施設の耐震性の確保                      新設する治山施設については、国の設計指針に基づき耐震性の確保を図る。既存施設については、順次現地調査等を実施し必要に応じ修繕等により強度を維持する。</p> <p>ウ 流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。</p> <p>○ 県内の山地災害危険地区（令和3年4月1日現在）</p> <table border="1" data-bbox="186 674 736 856"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>地区数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山腹崩壊危険地区</td> <td>546 [91]</td> </tr> <tr> <td>崩壊土砂流出危険地区</td> <td>1,304[148]</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,850[239]</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：[ ]内は国有林内で外書き</p> <p>(3)～(4) ー略ー</p> <p>5 砂防設備等の災害予防対策</p> <p>(1)～(2) ー略ー</p> <p>(3) 地すべり防止施設の整備</p> <p>ア 地すべり防止区域内の禁止及び制限行為の監視を強化するとともに、防止施設の点検を定期的に実施し、必要に応じ修繕等を行う。</p> <p>イ 再び災害が懸念されるような緊急度の高い危険箇所から優先的に実施するものとし、表面水、浸透水及び地下水の排除や抑止杭の設置等により防止工事を進める。</p> <p>○ 県内の地すべり危険箇所及び防止施設の整備状況（令和4年4月1日現在）</p> <table border="1" data-bbox="186 1398 1163 1675"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>危険箇所数</th> <th>法指定箇所数</th> <th>概成箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省</td> <td>230</td> <td>99</td> <td>72(3)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">農林水産省</td> <td>農林振興局</td> <td>41</td> <td>31(1)</td> </tr> <tr> <td>林野庁</td> <td>323[36]</td> <td>86</td> <td>71</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>612</td> <td>226</td> <td>174(4)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：( )は直轄分で内数、[ ]内は国有林内で外書き</p>	施設区分	地区数	山腹崩壊危険地区	546 [91]	崩壊土砂流出危険地区	1,304[148]	計	1,850[239]	種別	危険箇所数	法指定箇所数	概成箇所数	国土交通省	230	99	72(3)	農林水産省	農林振興局	41	31(1)	林野庁	323[36]	86	71	合計	612	226	174(4)	<p>ア 危険区域の点検調査等                      山地災害危険地区において、危険度を把握するために定期的に点検・調査を実施する。危険性の高い地区については、保安林又は地すべり防止区域に指定し、森林整備保全事業計画、地域森林計画及び国有林の地域別森林計画に基づいて、治山施設および地すべり防止施設の整備を計画的に進める。</p> <p>イ 施設の耐震性の確保                      新設する治山施設については、国の設計指針に基づき耐震性の確保を図る。既存施設については、順次現地調査等を実施し必要に応じ修繕等により強度を維持する。</p> <p>ウ 流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。</p> <p>○ 県内の山地災害危険地区（令和5年4月1日現在）</p> <table border="1" data-bbox="1389 674 1938 856"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>地区数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山腹崩壊危険地区</td> <td>546 [91]</td> </tr> <tr> <td>崩壊土砂流出危険地区</td> <td>1,306[148]</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,852[239]</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：[ ]内は国有林内で外書き</p> <p>(3)～(4) ー略ー</p> <p>(1)～(2) ー略ー</p> <p>(3) 地すべり防止施設の整備</p> <p>ア 地すべり防止区域内の禁止及び制限行為の監視を強化するとともに、防止施設の点検を定期的に実施し、必要に応じ修繕等を行う。</p> <p>イ 再び災害が懸念されるような緊急度の高い危険箇所から優先的に実施するものとし、表面水、浸透水及び地下水の排除や抑止杭の設置等により防止工事を進める。</p> <p>○ 県内の地すべり危険箇所及び防止施設の整備状況（令和5年4月1日現在）</p> <table border="1" data-bbox="1389 1398 2365 1675"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>危険箇所数</th> <th>法指定箇所数</th> <th>概成箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省</td> <td>230</td> <td>99</td> <td>72(3)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">農林水産省</td> <td>農林振興局</td> <td>41</td> <td>31(1)</td> </tr> <tr> <td>林野庁</td> <td>323[33]</td> <td>86</td> <td>71</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>612</td> <td>226</td> <td>174(4)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：( )は直轄分で内数、[ ]内は国有林内で外書き</p>	施設区分	地区数	山腹崩壊危険地区	546 [91]	崩壊土砂流出危険地区	1,306[148]	計	1,852[239]	種別	危険箇所数	法指定箇所数	概成箇所数	国土交通省	230	99	72(3)	農林水産省	農林振興局	41	31(1)	林野庁	323[33]	86	71	合計	612	226	174(4)	<p>◆データの時点修正</p> <p>◆データの時点修正</p>
施設区分	地区数																																																									
山腹崩壊危険地区	546 [91]																																																									
崩壊土砂流出危険地区	1,304[148]																																																									
計	1,850[239]																																																									
種別	危険箇所数	法指定箇所数	概成箇所数																																																							
国土交通省	230	99	72(3)																																																							
農林水産省	農林振興局	41	31(1)																																																							
	林野庁	323[36]	86	71																																																						
合計	612	226	174(4)																																																							
施設区分	地区数																																																									
山腹崩壊危険地区	546 [91]																																																									
崩壊土砂流出危険地区	1,306[148]																																																									
計	1,852[239]																																																									
種別	危険箇所数	法指定箇所数	概成箇所数																																																							
国土交通省	230	99	72(3)																																																							
農林水産省	農林振興局	41	31(1)																																																							
	林野庁	323[33]	86	71																																																						
合計	612	226	174(4)																																																							

現 行 計 画 (R4.12月修正)	修 正 案	修正理由等										
<p>&lt;P92 第1編第2章第16節 3 河川・海岸施設災害予防計画&gt;</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><b>9 流域治水の取組の推進</b></p> <p><u>下記の事項を重点として流域治水の取組を推進する。</u></p> <p><b>(1) 流域水害対策計画の策定</b></p> <p><u>特定都市河川の河川管理者、特定都市河川流域に係る地方公共団体及び特定都市下水道の下水道管理者は、特定都市河川流域における浸水被害の防止を図るため、共同して、流域水害対策計画を策定するものとする。その際、「流域水害対策協議会」等を組織し、流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議並びに流域水害対策計画の実施に係る連絡調整を行うものとする。</u></p> <p><b>(2) 貯水機能保全区域の指定</b></p> <p><u>県知事等は、河川に隣接する低地その他の河川の氾濫に伴い浸入した水又は雨水を一時的に貯留する機能を有する土地の区域のうち、都市浸水の拡大を抑制する効果があると認められる区域を、貯留機能保全区域として指定することができる。</u></p> <p><b>(3) 浸水被害防止区域の指定</b></p> <p><u>県は、特定都市河川流域のうち、洪水等により住民等に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発・建築行為等の制限をすべき土地の区域について、浸水被害防止区域として指定することができる。</u></p> <p><b>10 浸水想定区域の指定</b></p> <p><u>国土交通省及び県は、洪水予報河川及び水位周知河川（以下「洪水予報河川等」という。）等について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。</u></p> <p><u>また、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ浸水想定情報を提供するよう努めるものとする。</u></p>	<p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆防災基本計画の修正</p>										
<p>&lt;P94 第1編第2章第16節 4 農地・農業用施設災害予防計画&gt;</p> <p>1～6 ー略ー</p> <p>7 ため池施設の災害予防対策</p> <p>国、県及び市町村は、地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池（以下、防災重点農業用ため池という）について、データベースの整備やハザードマップの作成等により、地域住民に対して適切な情報提供を図る。</p> <p>ー略ー</p> <p>(新設)</p>	<p>1～6 ー略ー</p> <p>7 ため池施設の災害予防対策</p> <p>国、県及び市町村は、<b>豪雨や</b>地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池（以下、防災重点農業用ため池という）について、データベースの整備やハザードマップの作成等により、地域住民に対して適切な情報提供を図る。</p> <p>ー略ー</p> <p><u>○ 防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画 (令和6年1月1日現在)</u></p> <table border="1" data-bbox="1308 1661 2481 1839"> <thead> <tr> <th rowspan="2">ため池数 ①</th> <th rowspan="2">①のうち、 防災重点農業用ため池数 ②</th> <th colspan="2">②に係る防災工事等の計画(令和12年度まで)</th> </tr> <tr> <th>防災工事 計画箇所数</th> <th>廃止工事 計画箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,080</td> <td>359</td> <td>63</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table>	ため池数 ①	①のうち、 防災重点農業用ため池数 ②	②に係る防災工事等の計画(令和12年度まで)		防災工事 計画箇所数	廃止工事 計画箇所数	1,080	359	63	50	<p>防災重点農業用ため池に係る 防災工事等推進計画の更新に 伴う見直し</p>
ため池数 ①	①のうち、 防災重点農業用ため池数 ②			②に係る防災工事等の計画(令和12年度まで)								
		防災工事 計画箇所数	廃止工事 計画箇所数									
1,080	359	63	50									

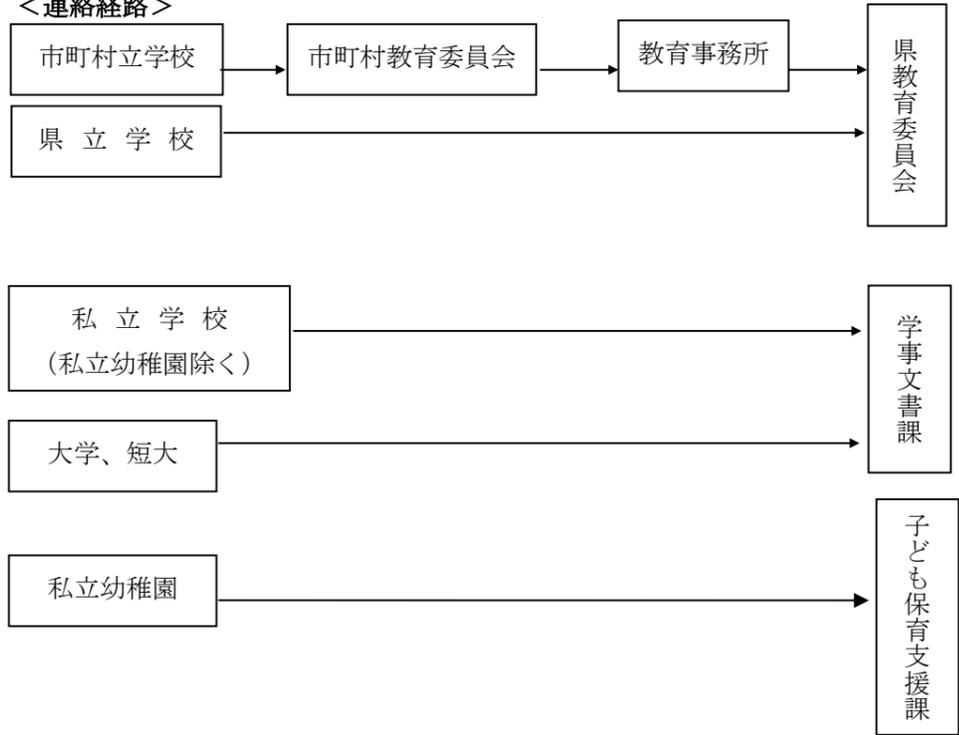
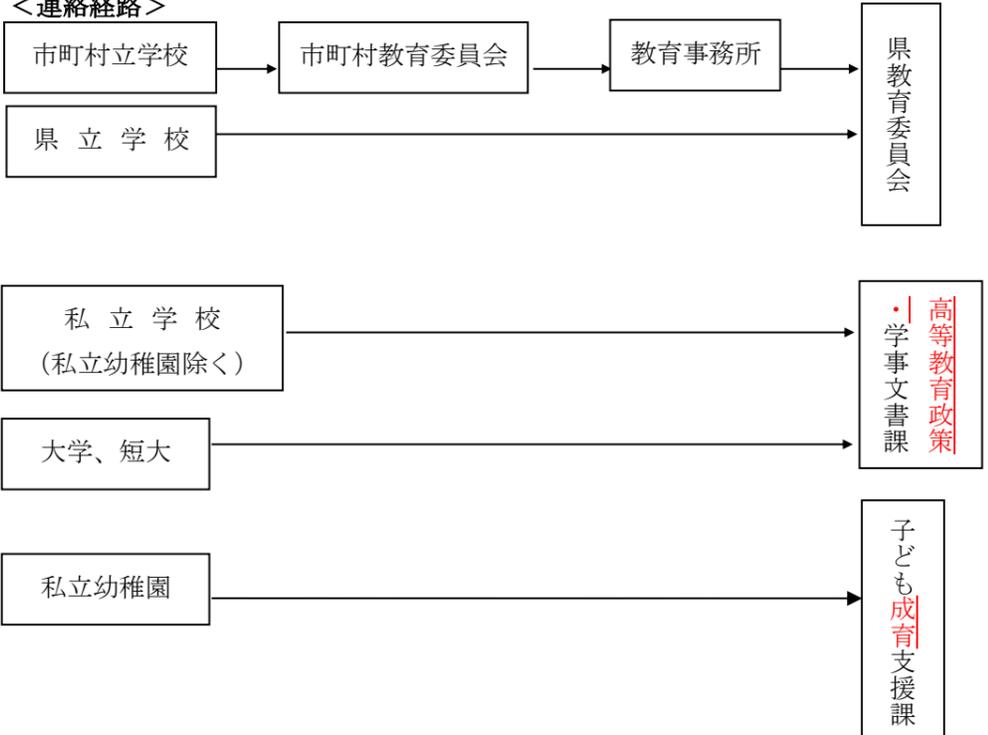
現 行 計 画 (R4.12月修正)	修 正 案	修正理由等																																
<p>&lt;P108 第1編第2章第16節 11 工業用水道施設災害予防計画&gt;</p> <p>1～4 一略一</p> <p>5 工業用水道施設の災害予防対策</p> <p>工業用水道事業者は、風水害等による断減水をできるだけ少なくするため、重要施設について被災を最小限に留めるための計画を作成し、施設の新設・拡張・改良計画にあわせて計画的に整備を進める。</p> <p>特に、過去の風水害により被災した経験がある場合には、十分な防災対策を講ずる。</p> <p>○県内工業用水道施設の概要（令和2年4月1日現在）</p> <table border="1" data-bbox="160 583 831 905"> <thead> <tr> <th>事業者</th> <th>施設名</th> <th>給水能力 (m<sup>3</sup>/日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">山形県企業局</td> <td>酒田工業用水道</td> <td>75,000</td> </tr> <tr> <td>八幡原工業用水道</td> <td>14,700</td> </tr> <tr> <td>福田工業用水道</td> <td>2,800</td> </tr> <tr> <td>東根市</td> <td>東根大森工業用水道</td> <td>10,600</td> </tr> <tr> <td>小国町</td> <td>小国町工業用水道</td> <td>6,510</td> </tr> </tbody> </table>	事業者	施設名	給水能力 (m <sup>3</sup> /日)	山形県企業局	酒田工業用水道	75,000	八幡原工業用水道	14,700	福田工業用水道	2,800	東根市	東根大森工業用水道	10,600	小国町	小国町工業用水道	6,510	<p>1～4 一略一</p> <p>5 工業用水道施設の災害予防対策</p> <p>工業用水道事業者は、風水害等による断減水をできるだけ少なくするため、重要施設について被災を最小限に留めるための計画を作成し、施設の新設・拡張・改良計画にあわせて計画的に整備を進める。</p> <p>特に、過去の風水害により被災した経験がある場合には、十分な防災対策を講ずる。</p> <p>○県内工業用水道施設の概要（<b>令和5年4月1日現在</b>）</p> <table border="1" data-bbox="1356 583 2027 905"> <thead> <tr> <th>事業者</th> <th>施設名</th> <th>給水能力 (m<sup>3</sup>/日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">山形県企業局</td> <td>酒田工業用水道</td> <td>75,000</td> </tr> <tr> <td>八幡原工業用水道</td> <td>14,700</td> </tr> <tr> <td>福田工業用水道</td> <td>2,800</td> </tr> <tr> <td>東根市</td> <td>東根大森工業用水道</td> <td>10,600</td> </tr> <tr> <td>小国町</td> <td>小国町工業用水道</td> <td>6,510</td> </tr> </tbody> </table>	事業者	施設名	給水能力 (m <sup>3</sup> /日)	山形県企業局	酒田工業用水道	75,000	八幡原工業用水道	14,700	福田工業用水道	2,800	東根市	東根大森工業用水道	10,600	小国町	小国町工業用水道	6,510	<p>◆データの時点修正</p>
事業者	施設名	給水能力 (m <sup>3</sup> /日)																																
山形県企業局	酒田工業用水道	75,000																																
	八幡原工業用水道	14,700																																
	福田工業用水道	2,800																																
東根市	東根大森工業用水道	10,600																																
小国町	小国町工業用水道	6,510																																
事業者	施設名	給水能力 (m <sup>3</sup> /日)																																
山形県企業局	酒田工業用水道	75,000																																
	八幡原工業用水道	14,700																																
	福田工業用水道	2,800																																
東根市	東根大森工業用水道	10,600																																
小国町	小国町工業用水道	6,510																																
<p>&lt;P112 第1編第2章第16節 12 危険物等施設災害予防計画&gt;</p> <p>1～8 一略一</p> <p>9 放射線使用施設の安全対策</p> <p>国は、放射線使用事業所に対し、災害発生時における措置を放射線障害予防規程に定める等、法令に基づき放射線使用施設を適正に維持管理するよう指導することとされている。</p> <p>県は、医療法に基づく医療監視を行い、放射線使用施設（医療機関）に係る規定を遵守するよう指導するとともに、施設管理者に、空間放射線量の増加並びに空気及び水中での放射能又は化学薬品等による人的災害の防止のため、次の措置を講じるよう指導する。</p>	<p>1～8 一略一</p> <p>9 放射線使用施設の安全対策</p> <p>国は、放射線使用事業所に対し、災害発生時における措置を放射線障害予防規程に定める等、法令に基づき放射線使用施設を適正に維持管理するよう指導することとされている。</p> <p>県は、医療法に基づく医療監視を行い、放射線使用施設（医療機関）に係る規定を遵守するよう指導するとともに、施設管理者に、<b>空間放射線量率</b>の増加並びに空気及び水中での放射能又は化学薬品等による人的災害の防止のため、次の措置を講じるよう指導する。</p>	<p>◆表現の適正化</p>																																
<p>&lt;P122 第1編第3章第1節 活動体制関係&gt;</p> <p>1～2 一略一</p> <p>3 広域応援計画</p> <p>1 計画の概要</p> <p>震災対策編第3編第1章第3節 広域応援計画「1 計画の概要」に同じ。</p> <p>2 広域応援計画フロー</p> <p>震災対策編第3編第1章第3節 広域応援計画「2 広域応援計画フロー」に同じ。</p> <p>3 被災市町村の応援要請</p> <p>震災対策編第3編第1章第3節 広域応援計画「3 被災市町村の応援要請」に同じ。</p> <p>4 県の応援要請</p>	<p>1～2 一略一</p> <p>3 <b>県内被災地における</b>広域応援・<b>受援</b>計画</p> <p>1 計画の概要</p> <p>震災対策編第3編第1章第3節 <b>県内被災地における</b>広域応援・<b>受援</b>計画「1 計画の概要」に同じ。</p> <p>2 広域応援・<b>受援</b>計画フロー</p> <p>震災対策編第3編第1章第3節 <b>県内被災地における</b>広域応援・<b>受援</b>計画「2 広域応援・<b>受援</b>計画フロー」に同じ。</p> <p>3 被災市町村の応援要請</p> <p>震災対策編第3編第1章第3節 <b>県内被災地における</b>広域応援・<b>受援</b>計画「3 被災市町村の応援要請」に同じ。</p> <p>4 県の応援要請</p>	<p>◆表現の適正化</p> <p>・震災対策編の修正に合わせた見直し</p>																																

現 行 計 画 (R4.12月修正)	修 正 案	修正理由等
<p>震災対策編第3編第1章第3節 広域応援計画「4 県の応援要請」に同じ。</p> <p>5 県公安委員会の援助の要求 震災対策編第3編第1章第3節 広域応援計画「5 県公安委員会の援助の要求」に同じ。</p> <p>6 指定行政機関及び指定地方行政機関の要請、指示等 震災対策編第3編第1章第3節 広域応援計画「6 指定行政機関及び指定地方行政機関の要請、指示等」に同じ。</p> <p>7 指定公共機関及び指定地方公共機関の応援要請 震災対策編第3編第1章第3節 広域応援計画「7 指定公共機関及び指定地方公共機関の応援要請」に同じ。</p> <p>8 消防の広域応援 震災対策編第3編第1章第3節 広域応援計画「8 消防の広域応援」に同じ。</p> <p>9 広域応援・受援体制 震災対策編第3編第1章第3節 広域応援計画「9 広域応援・受援体制」に同じ。</p> <p>10 ヘリコプター等の運用調整 震災対策編第3編第1章第3節 広域応援計画「10 ヘリコプター等の運用調整」に同じ。</p> <p>3の2 被災県等への広域応援計画</p> <p>1 計画の概要 震災対策編第3編第1章第3節の2 被災県等への広域応援計画「1 計画の概要」を準用する。 起因する災害は、すべて「風水害等」によるものとみなす。</p> <p>2 被災県等への広域応援計画フロー 震災対策編第3編第1章第3節の2 被災県等への広域応援計画「2 被災した他県等への広域応援計画フロー」を準用する。 起因する災害は、すべて「風水害等」によるものとみなす。</p> <p>3 広域応援計画 震災対策編第3編第1章第3節の2 被災県等への広域応援計画「3 広域応援・受援計画」を準用する。 起因する災害は、すべて「風水害等」によるものとみなす。</p> <p>4 被災した他県等への広域応援活動 震災対策編第3編第1章第3節の2 被災県等への広域応援計画「4 被災した他県等への広域応援活動」を準用する。 起因する災害は、すべて「風水害等」によるものとみなす。</p>	<p>震災対策編第3編第1章第3節 <u>県内被災地における</u>広域応援・受援計画「4 県の応援要請」に同じ。</p> <p>5 県公安委員会の援助の要求 震災対策編第3編第1章第3節 <u>県内被災地における</u>広域応援・受援計画「5 県公安委員会の援助の要求」に同じ。</p> <p>6 指定行政機関及び指定地方行政機関の要請、指示等 震災対策編第3編第1章第3節 <u>県内被災地における</u>広域応援・受援計画「6 指定行政機関及び指定地方行政機関の要請、指示等」に同じ。</p> <p>7 指定公共機関及び指定地方公共機関の応援要請 震災対策編第3編第1章第3節 <u>県内被災地における</u>広域応援・受援計画「7 指定公共機関及び指定地方公共機関の応援要請」に同じ。</p> <p>8 消防の広域応援・<u>受援</u> 震災対策編第3編第1章第3節 <u>県内被災地における</u>広域応援・受援計画「8 消防の広域応援・<u>受援</u>」に同じ。</p> <p>9 広域応援・受援体制 震災対策編第3編第1章第3節 <u>県内被災地における</u>広域応援・受援計画「9 広域応援・受援体制」に同じ。</p> <p>10 ヘリコプター等の運用調整 震災対策編第3編第1章第3節 <u>県内被災地における</u>広域応援・受援計画「10 ヘリコプター等の運用調整」に同じ。</p> <p>3の2 被災県等への<u>広域</u>応援計画</p> <p>1 計画の概要 震災対策編第3編第1章第3節の2 被災県等への<u>広域</u>応援計画「1 計画の概要」を準用する。 起因する災害は、すべて「風水害等」によるものとみなす。</p> <p>2 被災県等への<u>広域</u>応援計画フロー 震災対策編第3編第1章第3節の2 被災県等への<u>広域</u>応援計画「2 被災した他県等への<u>広域</u>応援計画フロー」を準用する。 起因する災害は、すべて「風水害等」によるものとみなす。</p> <p>3 <u>広域</u>応援<u>体制</u>計画 震災対策編第3編第1章第3節の2 被災県等への<u>広域</u>応援計画「3 <u>広域</u>応援<u>体制</u>・<u>受援</u>計画」を準用する。 起因する災害は、すべて「風水害等」によるものとみなす。</p> <p>4 被災した他県等への<u>広域</u>応援活動 震災対策編第3編第1章第3節の2 被災県等への<u>広域</u>応援計画「4 被災した他県等への<u>広域</u>応援活動」を準用する。 起因する災害は、すべて「風水害等」によるものとみなす。</p>	<p>◆表現の適正化 ・震災対策編の修正に合わせた見直し</p>

現 行 計 画 (R4.12月修正)	修 正 案	修正理由等
<p>&lt;P133 第1編第3章第2節 情報収集伝達関係&gt;</p> <p>1 一略一</p> <p>2 気象情報等伝達計画</p> <p>1～2 一略一</p> <p>3 特別警報・警報・注意報等</p> <p>(1) 特別警報・警報・注意報の概要</p> <p>① 一般の利用に適合する特別警報・警報・注意報及び情報  警報・注意報発表基準一覧表（表略） ※令和4年5月26日現在  （別表1）大雨警報基準（表略） ※令和4年5月26日現在  （別表2）洪水警報基準（表略） ※令和4年5月26日現在  （別表3）大雨注意報基準（表略） ※令和3年6月8日現在  （別表4）洪水注意報基準（表略） ※令和4年5月26日現在</p> <p>② 一略一</p> <p>③ 全般気象情報、東北地方気象情報、山形県気象情報  気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表する。</p>	<p>1 一略一</p> <p>2 気象情報等伝達計画</p> <p>1～2 一略一</p> <p>3 特別警報・警報・注意報等</p> <p>(1) 特別警報・警報・注意報の概要</p> <p>① 一般の利用に適合する特別警報・警報・注意報及び情報  警報・注意報発表基準一覧表（表略） <u>※令和5年6月8日現在</u>  （別表1）大雨警報基準（表略） <u>※令和5年6月8日現在</u>  （別表2）洪水警報基準（表略） <u>※令和5年6月8日現在</u>  （別表3）大雨注意報基準（表略） <u>※令和5年6月8日現在</u>  （別表4）洪水注意報基準（表略） <u>※令和5年6月8日現在</u></p> <p>② 一略一</p> <p>③ 全般気象情報、東北地方気象情報、山形県気象情報  気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・<u>警戒を喚起するが呼びかけられる</u>場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を<u>をが解説するされる</u>場合等に発表<u>するされる</u>。</p> <p><u>大雨特別警報が発表されたときには、その内容を補足する「記録的な大雨に関する山形県気象情報」、「記録的な大雨に関する東北地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が速やかに発表される。</u></p> <p><u>大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する山形県気象情報」、「顕著な大雨に関する東北地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。</u></p> <p><u>大雪による大規模な交通障害の発生するおそれが高まり、一層の警戒が必要となるような短時間の大雪となることが見込まれる場合、「顕著な大雪に関する山形県気象情報」という表題の気象情報が発表される。</u></p> <p><u>大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの全般・東北地方・山形県気象情報が発表される場合がある。</u></p>	<p>◆気象庁HPに掲載されている最新版に更新</p> <p>◆表現の適正化・情報の追記</p>

現 行 計 画 (R4.12月修正)	修 正 案	修正理由等
<p>④～⑪ 一略一                      (2)～(3) 一略一                      4 一略一</p> <p style="text-align: center;">気象警報・注意報等伝達経路図</p> <p style="text-align: center;">凡 例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 気象業務法施行令第8条第1号による法定伝達先</li> <li>→ 特別警報の通知又は周知の措置が義務付けられている経路</li> </ul> <p>3 一略一                      4 広報計画                      1～6 一略一                      7 災害発生後の各段階における広報</p>	<p>④～⑪ 一略一                      (2)～(3) 一略一                      4 一略一</p> <p style="text-align: center;">気象警報・注意報等伝達経路図</p> <p style="text-align: center;">凡 例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 気象業務法施行令第8条第1号による法定伝達先</li> <li>→ 特別警報の通知又は周知の措置が義務付けられている経路</li> </ul> <p>3 一略一                      4 広報計画                      1～6 一略一                      7 災害発生後の各段階における広報</p>	<p>◆交番・駐在所→住民                      の矢印の削除                      本文との整合、山形県警察災害警備実施計画との整合</p>

現 行 計 画 (R4.12月修正)	修 正 案	修正理由等
<p>(1) ー略ー</p> <p>(2) 災害応急対策初動期 ア～イ ー略ー ウ 県警察の広報事項 (ア) 住民に対する避難指示等 (イ) 安否情報 (ウ) 被災者に関する情報 (エ) 交通規制に関する情報</p>	<p>(1) ー略ー</p> <p>(2) 災害応急対策初動期 ア～イ ー略ー ウ 県警察の広報事項 (ア) <u>避難等の措置</u>、住民に対する避難指示等 (イ) <u>安否情報危険物の安全管理</u> (ウ) <u>被災者に関する情報交通情報 (通行の可否、交通規制及び渋滞等)</u> <del>(エ) 削除</del></p>	<p>◆災害発生時における情報の公表に関するガイドラインとの整合、山形県警察災害警備実施計画との整合</p>
<p>&lt;P153 第1編第3章第3節 避難計画&gt;</p> <p>1～3 ー略ー</p> <p>4 行政の避難指示等に基づく避難 (1) 危険の覚知及び情報収集 ー略ー 国及び県は、市町村から求めがあった場合には、避難指示等の発令に係る対象地域、判断時期等について助言する。</p>	<p>1～3 ー略ー</p> <p>4 行政の避難指示等に基づく避難 (1) 危険の覚知及び情報収集 ー略ー <u>指定行政機関〔国土交通省、気象庁等〕国、指定地方行政機関</u>及び県は、市町村から求めがあった場合には、避難指示等の<u>発令に係る</u>対象地域、判断時期等について助言する。</p>	<p>◆防災基本計画 (P51) に沿った記載</p>
<p>&lt;P187 第1編第3章第11節 10 危険物等施設災害応急計画&gt;</p> <p>1～2 ー略ー</p> <p>3 共通の災害応急対策 (1) 関係機関への通報等 危険物等取扱事業所は、事故発生時及び災害により被災した場合、消防機関、県警察、市町村及び県等関係機関並びに隣接事業所に、事故等の状況を直ちに通報又は連絡し、これらの機関との協力体制を確立する。 県は、事故発生情報及び被害情報等を、適時消防庁に報告するとともに、次の区分により取り扱い規制担当省庁に報告する。 ア 火薬類・高圧ガス 経済産業省 イ 放射線使用施設 文部科学省、原子力規制庁 ウ 毒劇物施設 厚生労働省 ー略ー</p> <p>4 個別の災害応急対策 (1)～(2) ー略ー (3) 放射線使用施設等 災害の発生に伴う放射線使用施設及び放射性同位元素に関する事故措置にあたっては、人命危険の排除を図るとともに、関係機関と連携し、現況に即した応急対策を講じる。 また、被害の拡大を防止するため、放射線施設等の管理者は、次の応急対策を講じ、迅速かつ適切に被害の防除に努める。 ア 施設の破壊により放射線源の露出、流出等が発生し又はその危険がある場合は、被害の拡大防止に努めるとともに、消防、県警察、市町村及び県等関係機関や文部科学省に通報する。</p>	<p>1～2 ー略ー</p> <p>3 共通の災害応急対策 (1) 関係機関への通報等 危険物等取扱事業所は、地震により被災した場合、消防機関、県警察、市町村及び県等関係機関並びに隣接事業所に、事故等の状況を直ちに通報又は連絡し、これらの機関との協力体制を確立する。 県は、事故発生情報及び被害情報等を、適時総務省消防庁に報告するとともに、次の区分により取り扱い規制担当省庁に報告する。 ア 火薬類・高圧ガス 経済産業省 イ 放射線使用施設 <u>原子力規制委員会文部科学省、原子力規制庁等</u> ウ 毒劇物施設 厚生労働省 ー略ー</p> <p>4 個別の災害応急計画 (1)～(2) ー略ー (3) 放射線使用施設等 災害の発生に伴う放射線使用施設及び放射性同位元素に関する事故措置にあたっては、人命危険の排除を図るとともに、関係機関と連携し、現況に即した応急対策を講じる。 また、被害の拡大を防止するため、放射線施設等の管理者は、次の応急対策を講じ、迅速かつ適切に被害の防除に努める。 ア 施設の破壊により放射線源の露出、流出等が発生し又はその危険がある場合は、被害の拡大防止に努めるとともに、消防、県警察、市町村及び県等関係機関や<u>原子力規制委員会文部科学省</u>に通報する。</p>	<p>◆組織改編による修正</p> <p>◆組織改編による修正</p>

現 行 計 画 (R4.12月修正)	修 正 案	修正理由等
<p>&lt;P198 第1編第3章第14節 文教施設における災害応急計画&gt;</p> <p>1～2 ー略ー</p> <p>3 学校の応急対策</p> <p>(1) ー略ー</p> <p>(2) 被災状況等の報告</p> <p>校長は、児童・生徒等の安否状況や学校施設の被災状況などを把握し、下記の連絡経路で速やかに県に報告する(この報告は、人的・物的被害の有無にかかわらず必ず行う。)</p> <p>&lt;連絡経路&gt;</p> 	<p>1～2 ー略ー</p> <p>3 学校の応急対策</p> <p>(1) ー略ー</p> <p>(2) 被災状況等の報告</p> <p>校長は、児童・生徒等の安否状況や学校施設の被災状況などを把握し、下記の連絡経路で速やかに県に報告する(この報告は、人的・物的被害の有無にかかわらず必ず行う。)</p> <p>&lt;連絡経路&gt;</p> 	<p>◆表現の適正化 令和5年度組織改編</p>
<p>&lt;P205 第1編第3章第16節 応急住宅対策計画&gt;</p> <p>1～2 ー略ー</p> <p>3 住宅被災状況等の把握</p> <p>(1)～(3) ー略ー</p> <p>(4) 応急仮設住宅の供給能力等についての照会</p> <p>県は、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人全国木造建設事業協会、公益社団法人山形県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会山形県本部及び公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会に対し、応急仮設住宅の供給(建設)能力戸数等について照会する。</p>	<p>1～2 ー略ー</p> <p>3 住宅被災状況等の把握</p> <p>(1)～(3) ー略ー</p> <p>(4) 応急仮設住宅の供給能力等についての照会</p> <p>県は、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人全国木造建設事業協会、<u>一般社団法人日本木造住宅産業協会</u>、<u>一般社団法人日本ムービングハウス協会</u>、公益社団法人山形県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会山形県本部及び公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会に対し、応急仮設住宅の供給(建設)能力戸数等について照会する。</p>	<p>◆協定締結団体の追加</p>

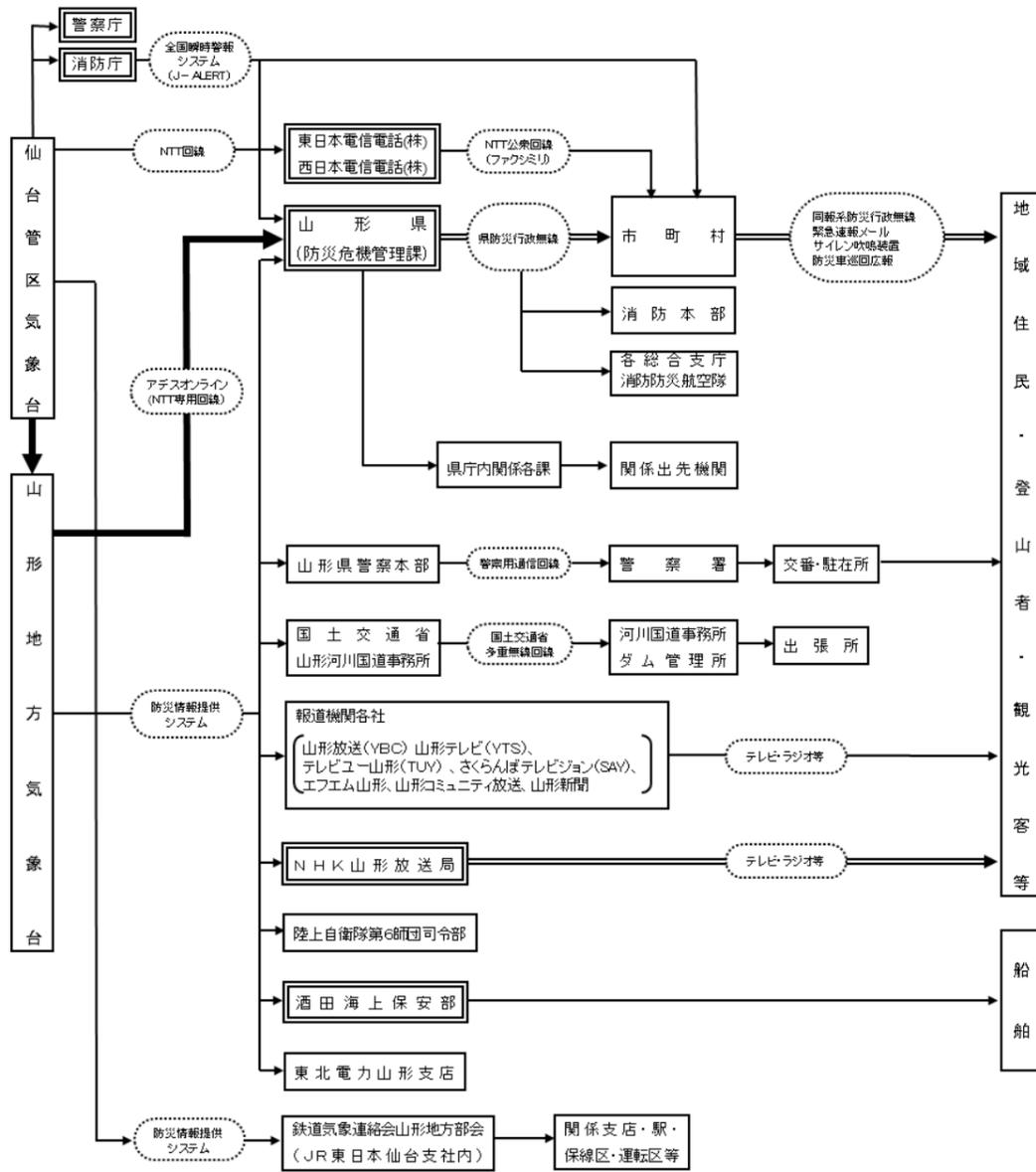
現 行 計 画 (R4.12月修正)	修 正 案	修正理由等
<p>&lt;P217 第2編第1章第2節 洪水予報・水防警報伝達計画&gt;</p> <p>1～2 一略一</p> <p>3 洪水予報【警戒レベル相当情報】の発表と伝達</p> <p>一略一</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) 洪水予報の伝達系統</p> <p>一略一</p> <p>山形地方気象台は、県防災危機管理課、警察本部、報道機関、鉄道気象連絡会山形地方部会（JR東日本仙台支社内）、自衛隊及び東北電力株式会社山形支店に伝達する。</p>	<p>1～2 一略一</p> <p>3 洪水予報【警戒レベル相当情報】の発表と伝達</p> <p>一略一</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) 洪水予報の伝達系統</p> <p>一略一</p> <p>山形地方気象台（又は気象庁）は、県防災危機管理課、警察本部、<u>消防庁、酒田海上保安部、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社（警報のみ）、</u>報道機関、自衛隊に伝達する。</p>	<p>◆洪水予報実施要領及び水防計画に合わせて修正</p>
<p>&lt;P221 第2編第1章第3節 水防活動計画&gt;</p> <p>1～2 一略一</p> <p>3 県の水防活動の基準</p> <p>(1) 水防体制 一略一</p> <p>(2) 水防活動の内容</p> <p>ア 気象等に関する予報・警報の受理、判断、連絡</p> <p>イ 雨量、水位及び流量に関する記録の収集</p> <p>ウ 水防警報・洪水予報の発表及び伝達等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国管理河川の洪水予報（最上川、赤川、須川下流、鮭川）</li> <li>・国管理河川の水防警報（最上川、赤川、須川下流、鮭川、真室川及び金山川）</li> </ul>	<p>1～2 一略一</p> <p>3 県の水防活動の基準</p> <p>(1) 水防体制 一略一</p> <p>(2) 水防活動の内容</p> <p>ア 気象等に関する予報・警報の受理、判断、連絡</p> <p>イ 雨量、水位及び流量に関する記録の収集</p> <p>ウ 水防警報・洪水予報の発表及び伝達等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国管理河川の洪水予報（最上川、赤川、須川下流、鮭川、<u>他 15 河川</u>）</li> <li>・国管理河川の水防警報（最上川、赤川、須川下流、鮭川、真室川、<u>及び金山川、他 15 河川</u>）</li> </ul>	<p>山形県水防計画と整合</p>

現 行 計 画 (R4.12月修正)

<P229 第2編第3章 火山災害対策計画>

- 1～5 -略-
- 6 噴火警報等の発表及び伝達
  - (1)～(5) -略-
  - (6) 噴火警報等の伝達
    - 略-

噴 火 警 報 ・ 予 報 等 伝 達 経 路 図

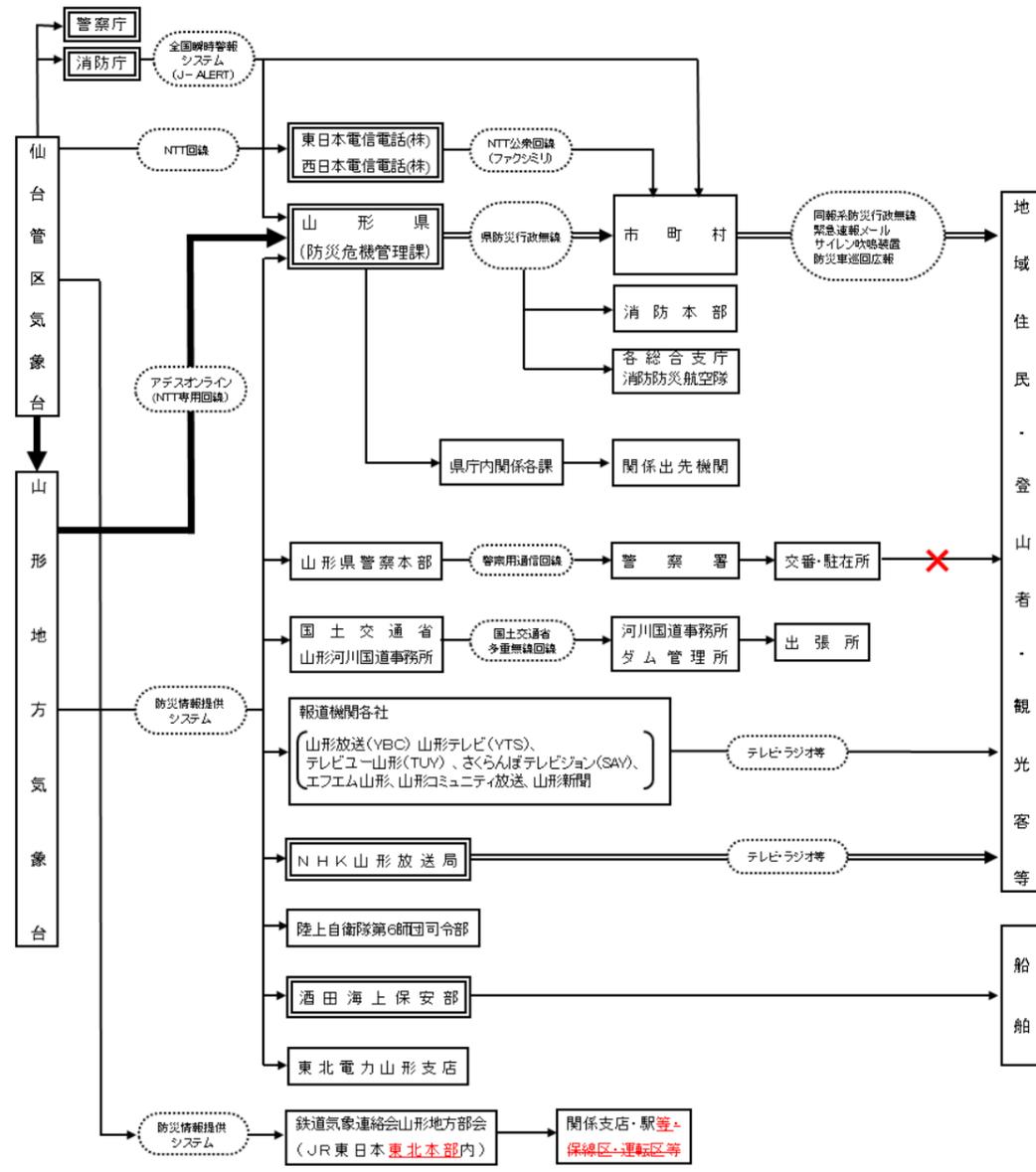


注) 二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。  
 注) 二重線の経路は気象業務法第15条の2の規定に基づき火山現象特別警報の通知もしくは周知が義務づけられている伝達経路。  
 注) 太線及び二重線の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報(臨時の発表であることを明記したものに限り。)及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務づけられている伝達経路。

修 正 案

- 1～5 -略-
- 6 噴火警報等の発表及び伝達
  - (1)～(5) -略-
  - (6) 噴火警報等の伝達
    - 略-

噴 火 警 報 ・ 予 報 等 伝 達 経 路 図



注) 二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。  
 注) 二重線の経路は気象業務法第15条の2の規定に基づき火山現象特別警報の通知もしくは周知が義務づけられている伝達経路。  
 注) 太線及び二重線の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報(臨時の発表であることを明記したものに限り。)及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務づけられている伝達経路。

◆交番・駐在所⇒住民  
の矢印の削除

◆組織改編

現 行 計 画 (R4.12月修正)	修 正 案	修正理由等																						
<p>7～17 一略一</p> <p>P247 鳥海山情報共有連絡系統図 「観光復活戦略課」</p> <p>P248 蔵王山情報共有連絡系統図 「観光復活戦略課」</p> <p>P249 吾妻山情報共有連絡系統図 「観光復活戦略課」</p>	<p>7～17 一略一</p> <p>鳥海山情報共有連絡系統図 「観光復活<u>推進</u>戦略課」</p> <p>蔵王山情報共有連絡系統図 「観光復活<u>推進</u>戦略課」</p> <p>吾妻山情報共有連絡系統図 「観光復活<u>推進</u>戦略課」</p>	<p>組織改編</p>																						
<p>&lt;P255 第2編第4章第1節 ライフライン等確保計画&gt;</p> <p>1～2 一略一</p> <p>3 交通の確保</p> <p>一略一</p> <p>(1) 道路施設の交通確保</p> <p>ア～カ 一略一</p> <p>キ 災害未然防止活動</p> <p>(7) 一略一</p> <p>(イ) 車両の運転者への啓発</p> <p>集中的な大雪が予測される場合は、県民一人一人が非常時であることを理解して、降雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控える等、主体的に道路の利用抑制に取り組むことが重要となることから、雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることを踏まえ、車両の運転者は車内にスコップや除雪ブラシ、飲食料及び毛布等を備えておくなど防災知識の普及を図る。</p> <p>また、県公安委員会や運送事業者等は、地域の実情に応じ、各種研修等を通じて、大雪時も含め冬期に運転する際の必要な準備について、車両の運転者への周知に努める。</p>	<p>1～2 一略一</p> <p>3 交通の確保</p> <p>一略一</p> <p>(1) 道路施設の交通確保</p> <p>ア～カ 一略一</p> <p>キ 災害未然防止活動</p> <p>(7) 一略一</p> <p>(イ) 車両の運転者への啓発</p> <p>集中的な大雪が予測される場合は、県民一人一人が非常時であることを理解して、降雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控える等、主体的に道路の利用抑制に取り組むことが重要となることから、雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることを踏まえ、車両の運転者は<u>スタッドレスタイヤ・タイヤチェーンの装着</u>、車内にスコップや除雪ブラシ、<u>砂</u>、飲食料及び毛布等を備えておくなど防災知識の普及を図る。</p> <p>また、県公安委員会や運送事業者等は、地域の実情に応じ、各種研修等を通じて、大雪時も含め冬期に運転する際の必要な準備について、車両の運転者への周知に努める。</p>	<p>◆R5 防災基本計画の修正</p>																						
<p>&lt;P259 第2編第4章第2節 雪崩防止計画&gt;</p> <p>1～2 一略一</p> <p>3 雪崩危険箇所の調査・周知</p> <p>(1) 雪崩危険箇所の調査・点検</p> <p>国、県、市町村及び関係機関は、既存資料の収集・整理や地図・空中写真の計測・判読の他、定期的な現地の調査点検や聞き取り調査を組み合わせ、雪崩危険箇所を把握する。</p> <p>県内なだれ危険箇所（令和2年4月1日現在）</p> <table border="1" data-bbox="172 1583 854 1772"> <thead> <tr> <th colspan="2">所 管 区 分</th> <th>箇 所 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">山形県県土整備部</td> <td>935</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">山形県農林水産部</td> <td>国有林</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>民有林</td> <td>251</td> </tr> </tbody> </table>	所 管 区 分		箇 所 数	山形県県土整備部		935	山形県農林水産部	国有林	31	民有林	251	<p>1～2 一略一</p> <p>3 雪崩危険箇所の調査・周知</p> <p>(1) 雪崩危険箇所の調査・点検</p> <p>国、県、市町村及び関係機関は、既存資料の収集・整理や地図・空中写真の計測・判読の他、定期的な現地の調査点検や聞き取り調査を組み合わせ、雪崩危険箇所を把握する。</p> <p>県内なだれ危険箇所（令和<u>5</u>年4月1日現在）</p> <table border="1" data-bbox="1374 1583 2056 1772"> <thead> <tr> <th colspan="2">所 管 区 分</th> <th>箇 所 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">山形県県土整備部</td> <td>935</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">山形県農林水産部</td> <td>国有林</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>民有林</td> <td><u>233</u></td> </tr> </tbody> </table>	所 管 区 分		箇 所 数	山形県県土整備部		935	山形県農林水産部	国有林	31	民有林	<u>233</u>	<p>◆データの時点修正</p>
所 管 区 分		箇 所 数																						
山形県県土整備部		935																						
山形県農林水産部	国有林	31																						
	民有林	251																						
所 管 区 分		箇 所 数																						
山形県県土整備部		935																						
山形県農林水産部	国有林	31																						
	民有林	<u>233</u>																						

現 行 計 画 (R4.12月修正)							修 正 案							修正理由等																																																																																												
<P300 第2編第10章第1節 総則> 1～2 ー略ー 3 計画の前提となる緊急事態が想定される原子力発電所 (1) 宮城県							1～2 ー略ー 3 計画の前提となる緊急事態が想定される原子力発電所 (1) 宮城県							◆参考情報の追加																																																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業者名</th> <th>発電所名</th> <th>所在地</th> <th>号機</th> <th>原子炉型 (※)</th> <th>認可出力</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">東北電力株式会社</td> <td rowspan="3">女川原子力発電所</td> <td rowspan="3">宮城県牡鹿郡女川町及び石巻市</td> <td>1号</td> <td>BWR</td> <td>52.4万kW</td> <td>平成30年12月21日廃止</td> </tr> <tr> <td>2号</td> <td>BWR</td> <td>82.5万kW</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3号</td> <td>BWR</td> <td>82.5万kW</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ BWR = 沸騰水型軽水炉</p>							事業者名	発電所名	所在地	号機	原子炉型 (※)	認可出力	備考		東北電力株式会社	女川原子力発電所	宮城県牡鹿郡女川町及び石巻市	1号	BWR	52.4万kW	平成30年12月21日廃止	2号	BWR	82.5万kW		3号	BWR	82.5万kW		<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業者名</th> <th>発電所名</th> <th>所在地</th> <th>号機</th> <th>原子炉型 (※1)</th> <th>認可出力</th> <th>備考 (※2)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">東北電力株式会社</td> <td rowspan="3">女川原子力発電所</td> <td rowspan="3">宮城県牡鹿郡女川町及び石巻市</td> <td>1号</td> <td>BWR</td> <td>52.4万kW</td> <td>平成30年12月21日廃止</td> </tr> <tr> <td>2号</td> <td>BWR</td> <td>82.5万kW</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3号</td> <td>BWR</td> <td>82.5万kW</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 BWR = 沸騰水型軽水炉                      ※2 電気事業法に基づく廃止年月日</p>							事業者名	発電所名	所在地	号機	原子炉型 (※1)	認可出力	備考 (※2)	東北電力株式会社	女川原子力発電所	宮城県牡鹿郡女川町及び石巻市	1号	BWR	52.4万kW	平成30年12月21日廃止	2号	BWR	82.5万kW		3号	BWR	82.5万kW																																																	
事業者名	発電所名	所在地	号機	原子炉型 (※)	認可出力	備考																																																																																																				
東北電力株式会社	女川原子力発電所	宮城県牡鹿郡女川町及び石巻市	1号	BWR	52.4万kW	平成30年12月21日廃止																																																																																																				
			2号	BWR	82.5万kW																																																																																																					
			3号	BWR	82.5万kW																																																																																																					
事業者名	発電所名	所在地	号機	原子炉型 (※1)	認可出力	備考 (※2)																																																																																																				
東北電力株式会社	女川原子力発電所	宮城県牡鹿郡女川町及び石巻市	1号	BWR	52.4万kW	平成30年12月21日廃止																																																																																																				
			2号	BWR	82.5万kW																																																																																																					
			3号	BWR	82.5万kW																																																																																																					
(2) 福島県							(2) 福島県							◆参考情報の追加等																																																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業者名</th> <th>発電所名</th> <th>所在地</th> <th>号機</th> <th>原子炉型 (※)</th> <th>認可出力</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">東京電力ホールディングス株式会社</td> <td rowspan="6">福島第一原子力発電所</td> <td rowspan="6">福島県双葉郡大熊町及び双葉町</td> <td>1号</td> <td>BWR</td> <td>46.0万kW</td> <td rowspan="4">平成24年4月19日廃止</td> </tr> <tr> <td>2号</td> <td>BWR</td> <td>78.4万kW</td> </tr> <tr> <td>3号</td> <td>BWR</td> <td>78.4万kW</td> </tr> <tr> <td>4号</td> <td>BWR</td> <td>78.4万kW</td> </tr> <tr> <td>5号</td> <td>BWR</td> <td>78.4万kW</td> <td rowspan="2">平成26年1月31日廃止</td> </tr> <tr> <td>6号</td> <td>BWR</td> <td>110.0万kW</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">福島第二原子力発電所</td> <td rowspan="4">福島県双葉郡檜葉町及び富岡町</td> <td>1号</td> <td>BWR</td> <td>110.0万kW</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2号</td> <td>BWR</td> <td>110.0万kW</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3号</td> <td>BWR</td> <td>110.0万kW</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4号</td> <td>BWR</td> <td>110.0万kW</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※BWR = 沸騰水型軽水炉</p>							事業者名	発電所名	所在地	号機	原子炉型 (※)	認可出力	備考		東京電力ホールディングス株式会社	福島第一原子力発電所	福島県双葉郡大熊町及び双葉町	1号	BWR	46.0万kW	平成24年4月19日廃止	2号	BWR	78.4万kW	3号	BWR	78.4万kW	4号	BWR	78.4万kW	5号	BWR	78.4万kW	平成26年1月31日廃止	6号	BWR	110.0万kW	福島第二原子力発電所	福島県双葉郡檜葉町及び富岡町	1号	BWR	110.0万kW		2号	BWR	110.0万kW		3号	BWR	110.0万kW		4号	BWR	110.0万kW		<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業者名</th> <th>発電所名</th> <th>所在地</th> <th>号機</th> <th>原子炉型 (※1)</th> <th>認可出力</th> <th>備考 (※2)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">東京電力ホールディングス株式会社</td> <td rowspan="6">福島第一原子力発電所</td> <td rowspan="6">福島県双葉郡大熊町及び双葉町</td> <td>1号</td> <td>BWR</td> <td>46.0万kW</td> <td rowspan="4">平成24年4月19日廃止</td> </tr> <tr> <td>2号</td> <td>BWR</td> <td>78.4万kW</td> </tr> <tr> <td>3号</td> <td>BWR</td> <td>78.4万kW</td> </tr> <tr> <td>4号</td> <td>BWR</td> <td>78.4万kW</td> </tr> <tr> <td>5号</td> <td>BWR</td> <td>78.4万kW</td> <td rowspan="2">平成26年1月31日廃止</td> </tr> <tr> <td>6号</td> <td>BWR</td> <td>110.0万kW</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">福島第二原子力発電所</td> <td rowspan="4">福島県双葉郡檜葉町及び富岡町</td> <td>1号</td> <td>BWR</td> <td>110.0万kW</td> <td rowspan="4">令和元年9月30日廃止</td> </tr> <tr> <td>2号</td> <td>BWR</td> <td>110.0万kW</td> </tr> <tr> <td>3号</td> <td>BWR</td> <td>110.0万kW</td> </tr> <tr> <td>4号</td> <td>BWR</td> <td>110.0万kW</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 BWR = 沸騰水型軽水炉                      ※2 電気事業法に基づく廃止年月日</p>							事業者名	発電所名	所在地	号機	原子炉型 (※1)	認可出力	備考 (※2)	東京電力ホールディングス株式会社	福島第一原子力発電所	福島県双葉郡大熊町及び双葉町	1号	BWR	46.0万kW	平成24年4月19日廃止	2号	BWR	78.4万kW	3号	BWR	78.4万kW	4号	BWR	78.4万kW	5号	BWR	78.4万kW	平成26年1月31日廃止	6号	BWR	110.0万kW	福島第二原子力発電所	福島県双葉郡檜葉町及び富岡町	1号	BWR	110.0万kW	令和元年9月30日廃止	2号	BWR	110.0万kW	3号	BWR	110.0万kW	4号	BWR
事業者名	発電所名	所在地	号機	原子炉型 (※)	認可出力	備考																																																																																																				
東京電力ホールディングス株式会社	福島第一原子力発電所	福島県双葉郡大熊町及び双葉町	1号	BWR	46.0万kW	平成24年4月19日廃止																																																																																																				
			2号	BWR	78.4万kW																																																																																																					
			3号	BWR	78.4万kW																																																																																																					
			4号	BWR	78.4万kW																																																																																																					
			5号	BWR	78.4万kW	平成26年1月31日廃止																																																																																																				
			6号	BWR	110.0万kW																																																																																																					
	福島第二原子力発電所	福島県双葉郡檜葉町及び富岡町	1号	BWR	110.0万kW																																																																																																					
			2号	BWR	110.0万kW																																																																																																					
			3号	BWR	110.0万kW																																																																																																					
			4号	BWR	110.0万kW																																																																																																					
事業者名	発電所名	所在地	号機	原子炉型 (※1)	認可出力	備考 (※2)																																																																																																				
東京電力ホールディングス株式会社	福島第一原子力発電所	福島県双葉郡大熊町及び双葉町	1号	BWR	46.0万kW	平成24年4月19日廃止																																																																																																				
			2号	BWR	78.4万kW																																																																																																					
			3号	BWR	78.4万kW																																																																																																					
			4号	BWR	78.4万kW																																																																																																					
			5号	BWR	78.4万kW	平成26年1月31日廃止																																																																																																				
			6号	BWR	110.0万kW																																																																																																					
	福島第二原子力発電所	福島県双葉郡檜葉町及び富岡町	1号	BWR	110.0万kW	令和元年9月30日廃止																																																																																																				
			2号	BWR	110.0万kW																																																																																																					
			3号	BWR	110.0万kW																																																																																																					
			4号	BWR	110.0万kW																																																																																																					

現 行 計 画 (R4.12月修正)	修 正 案	修正理由等																				
<p>&lt;P302 第2編第10章第1節 原子力災害予防計画&gt;</p> <p>1 一略一</p> <p>2 計画の体系</p> <table border="1" data-bbox="157 310 1285 541"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 活動体制等</td> <td>① マニュアル策定等活動体制の整備</td> </tr> <tr> <td>2 モニタリングの実施</td> <td>① 平時におけるモニタリング</td> </tr> <tr> <td>3～4 一略一</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 防災知識の普及等</td> <td>③防災業務関係者に対する教育・研修</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 一略一</p> <p>4 モニタリングの実施</p> <p>(1) 平時におけるモニタリング</p> <p>県は、県内における放射線及び放射性物質の状況を把握するため、平時から空間放射線並びに環境試料、水道水及び食品中の放射性物質のモニタリング（以下「モニタリング」という。）を行う。</p> <p>ア モニタリング体制等の整備</p> <p>県は、平時におけるモニタリングを実施するため、モニタリングポスト、サーベイメータ、ゲルマニウム半導体検出器等（以下「モニタリング機器」という。）を整備し、維持管理を行う。</p> <p>なお、モニタリング機器の不足や故障を想定し、モニタリングの外部委託先やモニタリング機器の調達先をあらかじめ把握しておく。</p> <p>また、市町村においても、空間放射線に係るモニタリングを実施するための機器の整備に努めるとともに、県が実施するモニタリングに協力するものとする。</p> <p>イ モニタリングの対象とその手順</p> <p>県は、平時から空間放射線量の測定や環境試料・流通食品・水道水中の放射性物質濃度の検査を行う。</p> <p>モニタリング体制や実施手順等については、別に策定するマニュアルに記載するところによる。</p> <p>ウ モニタリング結果の公表</p> <p>県は、平時におけるモニタリングの結果を定期的に公表する。なお、測定結果に異常が確認された場合は、速やかに公表する。</p> <p>5 一略一</p> <p>6 原子力災害医療体制等の整備</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) 避難退域時検査等実施体制の整備</p> <p>県は、避難退域時検査（居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定をいう。以下同じ。）及び簡易除染等の場所等に関する広域的な応援について、関係機関も含め協定等の締結を推進するなど、体制の整備を図る。また、事故発生地域からの避難者に対する健康相談を行うための体制を整備するものとする。</p> <p>7 防災知識の普及等</p>	項 目	概 要	1 活動体制等	① マニュアル策定等活動体制の整備	2 モニタリングの実施	① 平時におけるモニタリング	3～4 一略一		5 防災知識の普及等	③防災業務関係者に対する教育・研修	<p>1 一略一</p> <p>2 計画の体系</p> <table border="1" data-bbox="1356 310 2478 541"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 活動体制等</td> <td>① マニュアル策定等活動体制の整備</td> </tr> <tr> <td>2 モニタリングの実施</td> <td>① 平時における環境放射線モニタリング</td> </tr> <tr> <td>3～4 一略一</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 防災知識の普及等</td> <td>③緊急事態応急対策に従事する者に対する教育・研修</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 一略一</p> <p>4 モニタリングの実施</p> <p>(1) 平時における環境放射線モニタリング</p> <p>県は、県内における放射線及び放射性物質の状況を把握するため、平時から空間放射線量率並びに環境試料、水道水及び食品中の放射性物質のモニタリング（以下「モニタリング」という。）を行う。</p> <p>ア モニタリング体制等の整備</p> <p>県は、平時における環境放射線モニタリングを実施するため、モニタリングポスト、サーベイメータ、ゲルマニウム半導体検出器等（以下「モニタリング機器」という。）を整備し、維持管理を行う。</p> <p>なお、モニタリング機器の不足や故障を想定し、モニタリングの外部委託先やモニタリング機器の調達先をあらかじめ把握しておく。</p> <p>また、市町村においても、空間放射線量率に係るモニタリングを実施するための機器の整備に努めるとともに、県が実施するモニタリングに協力するものとする。</p> <p>イ モニタリングの対象とその手順</p> <p>県は、平時から空間放射線量率の測定や環境試料・流通食品・水道水中の放射性物質濃度の検査を行う。</p> <p>モニタリング体制や実施手順等については、別に策定するマニュアルに記載するところによる。</p> <p>ウ モニタリング結果の公表</p> <p>県は、平時における環境放射線モニタリングの結果を定期的に公表する。なお、測定結果に異常が確認された場合は、速やかに公表する。</p> <p>5 一略一</p> <p>6 原子力災害医療体制等の整備</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) 避難退域時検査等実施体制の整備</p> <p>県は、避難退域時検査（<u>国からの指示に基づき、避難や一時移転を行う住民等に対し、除染を実施すべき基準以下であるか否かを確認する検査居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定</u>をいう。以下同じ。）及び簡易除染等の場所等に関する広域的な応援について、関係機関も含め協定等の締結を推進するなど、体制の整備を図る。また、事故発生地域からの避難者に対する健康相談を行うための体制を整備するものとする。</p> <p>7 防災知識の普及等</p>	項 目	概 要	1 活動体制等	① マニュアル策定等活動体制の整備	2 モニタリングの実施	① 平時における環境放射線モニタリング	3～4 一略一		5 防災知識の普及等	③緊急事態応急対策に従事する者に対する教育・研修	<p>◆表現の適正化</p> <p>◆表現の適正化</p> <p>◆表現の適正化</p> <p>◆表現の適正化</p>
項 目	概 要																					
1 活動体制等	① マニュアル策定等活動体制の整備																					
2 モニタリングの実施	① 平時におけるモニタリング																					
3～4 一略一																						
5 防災知識の普及等	③防災業務関係者に対する教育・研修																					
項 目	概 要																					
1 活動体制等	① マニュアル策定等活動体制の整備																					
2 モニタリングの実施	① 平時における環境放射線モニタリング																					
3～4 一略一																						
5 防災知識の普及等	③緊急事態応急対策に従事する者に対する教育・研修																					

現 行 計 画 (R4.12月修正)	修 正 案	修正理由等																
<p>(1)～(2) ー略ー</p> <p>(3) 防災業務関係者に対する教育・研修</p> <p>ア 県は、応急対策の円滑な実施を図るため、国及び防災関係機関の協力を得て、次に掲げる事項について、原子力防災業務に携わる者に対する教育・研修を必要に応じて実施する。</p> <p>(ア) 原子力防災体制及び組織に関する知識に関すること</p> <p>(イ) 全国の原子力発電所の稼働、休止等の概要に関すること</p> <p>(ウ) 原子力災害とその特性に関すること</p> <p>(エ) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること</p> <p>(オ) 緊急時における県や国等が講じる対策の内容に関すること</p> <p>(カ) 放射線及び放射性物質の測定に関すること</p> <p>(キ) 緊急時医療に関すること</p> <p>(ク) 危機管理に関すること</p> <p>(ケ) その他必要と認める事項に関すること</p> <p>イ 防災関係機関は、県、国又は指定公共機関等の実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用する。</p>	<p>(1)～(2) ー略ー</p> <p>(3) <b>緊急事態応急対策に従事する者</b>防災業務関係者に対する教育・研修</p> <p>ア 県は、応急対策の円滑な実施を図るため、国及び防災関係機関の協力を得て、次に掲げる事項について、原子力防災業務に携わる者に対する教育・研修を必要に応じて実施する。</p> <p>(ア) 原子力防災体制及び組織に関する知識に関すること</p> <p>(イ) 全国の原子力発電所の稼働、休止等の概要に関すること</p> <p>(ウ) 原子力災害とその特性に関すること</p> <p>(エ) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること</p> <p>(オ) 緊急時における県や国等が講じる対策の内容に関すること</p> <p>(カ) 放射線及び放射性物質の測定に関すること</p> <p>(キ) 緊急時医療に関すること</p> <p>(ク) 危機管理に関すること</p> <p>(ケ) その他必要と認める事項に関すること</p> <p>イ 防災関係機関は、県、国又は指定公共機関等の実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用する。</p>	<p>◆表現の適正化</p>																
<p>&lt;P305 第2編第10章第1節 原子力災害応急計画&gt;</p> <p>1 ー略ー</p> <p>2 計画の体系</p> <table border="1" data-bbox="157 1031 1285 1398"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 県の活動体制</td> <td>① 情報収集活動 ② 対策会議の開催 ③ 災害対策本部の設置</td> </tr> <tr> <td>2 モニタリングの強化及び対応</td> <td>① 緊急時におけるモニタリングの実施 ② 基準値超過食品の流通防止措置 ③ 水道水の摂取制限等の措置</td> </tr> <tr> <td>3～5 ー略ー</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 ー略ー</p> <p>4 モニタリングの実施</p> <p>(1) 緊急時におけるモニタリングの実施</p> <p>県は、環境放射線の状況に関する情報収集、O I L (※)に基づく防護措置の実施の判断、原子力災害による住民等と環境への放射線影響把握のため、隣接県の原子力施設における施設敷地緊急事態の段階からモニタリングの準備を開始するとともに、全面緊急事態の段階において、平時におけるモニタリング体制から緊急時におけるモニタリング体制に切り換える。</p> <p>また、モニタリングは、別に定めるモニタリングマニュアルに従って行う。</p> <p>なお、モニタリングの実施に際しては、国、関係地方公共団体、原子力事業者が公表するモニタリング結果、放出源の情報、気象情報等を参考にする。</p> <p>※&lt;O I L&gt;</p> <p>原子力災害発生時の防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の</p>	項 目	概 要	1 県の活動体制	① 情報収集活動 ② 対策会議の開催 ③ 災害対策本部の設置	2 モニタリングの強化及び対応	① 緊急時におけるモニタリングの実施 ② 基準値超過食品の流通防止措置 ③ 水道水の摂取制限等の措置	3～5 ー略ー		<p>1 ー略ー</p> <p>2 計画の体系</p> <table border="1" data-bbox="1356 1031 2490 1398"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 県の活動体制</td> <td>① 情報収集活動 ② 対策会議の開催 ③ 災害対策本部の設置</td> </tr> <tr> <td>2 モニタリングの強化及び対応</td> <td>① 緊急時における<b>環境放射線</b>モニタリングの実施 ② 基準値超過食品の流通防止措置 ③ 水道水の摂取制限等の措置</td> </tr> <tr> <td>3～5 ー略ー</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 ー略ー</p> <p>4 モニタリングの実施</p> <p>(1) 緊急時における<b>環境放射線</b>モニタリングの実施</p> <p>県は、環境放射線の状況に関する情報収集、O I L (※)に基づく防護措置の実施の判断、原子力災害による住民等と環境への放射線影響把握のため、隣接県の原子力施設における施設敷地緊急事態の段階からモニタリングの準備を開始するとともに、全面緊急事態の段階において、平時における<b>環境放射線</b>モニタリング<b>体制</b>から緊急時における<b>環境放射線</b>モニタリング<b>体制</b>に切り換える。</p> <p>また、モニタリングは、別に定めるモニタリングマニュアルに従って行う。</p> <p>なお、モニタリングの実施に際しては、国、関係地方公共団体、原子力事業者が公表するモニタリング結果、放出源の情報、気象情報等を参考にする。</p> <p>※&lt;O I L&gt;</p> <p>原子力災害発生時の防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の</p>	項 目	概 要	1 県の活動体制	① 情報収集活動 ② 対策会議の開催 ③ 災害対策本部の設置	2 モニタリングの強化及び対応	① 緊急時における <b>環境放射線</b> モニタリングの実施 ② 基準値超過食品の流通防止措置 ③ 水道水の摂取制限等の措置	3～5 ー略ー		<p>◆表現の適正化（追加）</p> <p>◆表現の適正化（追加）</p> <p>◆表現の適正化（追加）</p>
項 目	概 要																	
1 県の活動体制	① 情報収集活動 ② 対策会議の開催 ③ 災害対策本部の設置																	
2 モニタリングの強化及び対応	① 緊急時におけるモニタリングの実施 ② 基準値超過食品の流通防止措置 ③ 水道水の摂取制限等の措置																	
3～5 ー略ー																		
項 目	概 要																	
1 県の活動体制	① 情報収集活動 ② 対策会議の開催 ③ 災害対策本部の設置																	
2 モニタリングの強化及び対応	① 緊急時における <b>環境放射線</b> モニタリングの実施 ② 基準値超過食品の流通防止措置 ③ 水道水の摂取制限等の措置																	
3～5 ー略ー																		

現 行 計 画 (R4.12月修正)	修 正 案	修正理由等
<p>濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル</p> <p>ア 緊急時におけるモニタリング</p> <p>(ア) 空間放射線モニタリング</p> <p>県及び市町村は、初期段階においてはO I Lによる防護措置の判断に必要な空間放射線量率の測定を重視する。施設敷地緊急事態の段階において測定地点を決定し、全面緊急事態の段階において、モニタリング機器によるモニタリングを強化する。</p> <p>(イ) 放射性物質の検査</p> <p>県は、空間放射線モニタリング結果及び国の指示等を踏まえながら、環境試料、食品・水道水等の放射性物質の検査を行う。</p> <p>イ モニタリング結果の公表</p> <p>県は、緊急時におけるモニタリングの結果について、県のホームページ(ポータルサイト)に掲載するとともに、報道機関にプレスリリース等を行うことにより迅速に公表する。</p> <p>また、結果については市町村に情報提供を行う。</p> <p>(2) 基準値超過食品の流通防止措置</p> <p>ア 県は、県内流通食品の放射性物質検査の結果、当該食品に含まれる放射性物質が食品衛生法で定める基準値(以下「基準値」という。)を超えた場合は、当該食品の廃棄・回収等の措置を講じるほか、加工食品が基準値を超えた場合は、原因を調査し、必要に応じ原料の生産地におけるモニタリング検査の強化等の対策を講ずる。</p> <p>イ 県は、緊急時におけるモニタリングの結果、県産農林水産物等の放射性物質濃度が、O I Lや基準値を超えたこと等により、国の原子力災害対策本部から摂取制限・出荷制限の指示を受けた場合、関係市町村、関係事業者及び県民に対し摂取及び出荷を差し控えるよう要請する。</p> <p>ウ 市町村は、県から摂取及び出荷制限の要請を受けた場合、農林水産物の生産者、関係事業者及び住民等に対し摂取及び出荷を差し控えるよう周知する。</p> <p>(3) ー略ー</p>	<p>濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル</p> <p>ア 緊急時における環境放射線モニタリング</p> <p>(ア) <u>空間放射線量率に係る</u>モニタリング</p> <p>県及び市町村は、初期段階においてはO I Lによる防護措置の判断に必要な空間放射線量率の測定を重視する。施設敷地緊急事態の段階において測定地点を決定し、全面緊急事態の段階において、モニタリング機器によるモニタリングを強化する。</p> <p>(イ) 放射性物質の検査</p> <p>県は、<u>空間放射線量率に係る</u>モニタリング結果及び国の指示等を踏まえながら、環境試料、食品・水道水等の放射性物質の検査を行う。</p> <p>イ モニタリング結果の公表</p> <p>県は、緊急時における<u>環境放射線</u>モニタリングの結果について、県のホームページ(ポータルサイト)に掲載するとともに、報道機関にプレスリリース等を行うことにより迅速に公表する。</p> <p>また、結果については市町村に情報提供を行う。</p> <p>(2) 基準値超過食品の流通防止措置</p> <p>ア 県は、県内流通食品の放射性物質検査の結果、当該食品に含まれる放射性物質が食品衛生法で定める基準値(以下「基準値」という。)を超えた場合は、当該食品の廃棄・回収等の措置を講じるほか、加工食品が基準値を超えた場合は、原因を調査し、必要に応じ原料の生産地におけるモニタリング検査の強化等の対策を講ずる。</p> <p>イ 県は、緊急時における<u>環境放射線</u>モニタリングの結果、県産農林水産物等の放射性物質濃度が、O I Lや基準値を超えたこと等により、国の原子力災害対策本部から摂取制限・出荷制限の指示を受けた場合、関係市町村、関係事業者及び県民に対し摂取及び出荷を差し控えるよう要請する。</p> <p>ウ 市町村は、県から摂取及び出荷制限の要請を受けた場合、農林水産物の生産者、関係事業者及び住民等に対し摂取及び出荷を差し控えるよう周知する。</p> <p>(3) ー略ー</p>	<p>◆表現の適正化(追加)</p> <p>◆表現の適正化(追加)</p> <p>◆表現の適正化(追加)</p> <p>◆表現の適正化(追加)</p> <p>◆表現の適正化(追加)</p>